スカウト・青年の参画方針

目次

は	١.	H	1-
ld.	L	αJ	٠.

Ι.	参画方針の趣旨	1
Ⅱ.	定義	1
	1. スカウトとは	
2	2. 青年とは	1
Ш.	参画方針の位置づけ	1
IV.	参画方針	2
]	1. スカウトの教育プログラム参画の方針	2
2	2. 青年の意思決定参画の方針	3
٧.	スカウト参画のフィールド	4
]	1. グループ(固定グループ・特定目的グループ)	4
2	2. 個人	4
VI.	青年参画のフィールド	5
_	1. 組織運営面の組織への参画	
	2. スカウト教育面の組織への参画	
	3. 個人での参画	
	スカウト参画・青年参画の推進	
	1. 団・隊の役割	
	2. 県連盟(地区)・日本連盟の役割	
<₹	参考資料>	8
	「スカウト運動の成人に関する方針 (日本連盟)」 2 0 1 6 . 4 抜粋	
	「指導者養成に関する指針」 2 0 1 6 . 4 抜粋	
	ヽ´タ ´ノ ̄ i 〒 ヤン 沙 刈 刈 仏 比 り 幻 似 火 少 欠 付 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	I



はじめに

スカウトや青年を対象とする「世界スカウト青少年参画方針」は、2015年(平成27年) に世界スカウト会議で採択されました。この方針では各国スカウト組織(NSO)では、それぞれの国や地域の特性や組織体制に即した青少年参画に関する方針の策定を要請しています。

また、世界スカウト会議の決議による「スカウト運動における成人に関する世界方針(AIS 世界ポリシー)」を受け、日本連盟では2016年(平成28年)に「スカウト運動における成人に関する方針(日本連盟)」を定めました。これは、成人を対象とした日本連盟の運動推進のための人材獲得及びその成人を支援することで成人の資質を向上させるための指針です。

日本連盟においては、スカウト及び青年のスカウト活動の中での参画や、意思決定機関への参画に取り組んでいるものの、参画推進のための枠組みがないことから「世界スカウト青少年参画方針」及び「スカウト運動における成人に関する方針 (日本連盟)」を踏まえた日本連盟の参画方針が必要となっています。

したがって、スカウト・青年参画を適切に推進するために、基本的な考え方を体系的に示した「スカウト・青年の参画方針」を 2023 年 3 月の理事会において採択しました。教育面及び運営面に関わる全ての成人は、この参画方針を十分に理解しなければなりません。その上で、スカウトの教育的観点からスカウトの成長につながる「教育プログラム開発・活動の参画」とともに、青年の成長に配慮しながら日本連盟内各組織の活性化・充実化を目指した「青年の意思決定機関への選任・参画」を図っていきます。。

令和5年3月 日本連盟理事会承認

I. 参画方針の趣旨

世界スカウト機構(WOSM)では1993年以降、青少年の参画を強化する方向が打ち出され、2014年の世界スカウト会議において「世界スカウト青少年参画方針」(以下、「世界参画方針」という。)を採択した。この世界参画方針は、スカウト自らの活動及び地域社会等に対する意見・提言を行うことで、「社会において責任を負うことを通じ、適切な技能と知識の習得を可能とする。」としている。これを踏まえ、公益財団法人ボーイスカウト日本連盟(以下「日本連盟」という。)では、スカウト及び青年の参画についての重要性を認識し、各組織において積極的に取り組んでいるところである。

日本連盟の「スカウト・青年の参画方針」(以下、「参画方針」という。)は、スカウト・青年と成人が協調し、スカウトの発達段階に応じた教育プログラムの開発・提供及び青年の意思決定参画の主体的活動の推進に関する基本的事項を定め、スカウトの成長の促進及び日本連盟内組織の意思決定機関の機能の充実による日本連盟のスカウト運動の健全な発展に寄与することを目的とする。

なお、参画方針は、社会環境の変化や世界参画方針の見直し等に伴い、必要に応じて改定される。

Ⅱ. 定義

参画方針においては、以下の用語を定義する。

1. スカウトとは

参画方針において「スカウト」とは、チームシステムや進歩、個人の進歩等のスカウト教育法に基づく教育プログラムの提供により、自らの意思決定により活動や組織運営ができる能力を身に着け、自発的な活動の中でその能力の発揮、活用が期待されるボーイ部門からローバースカウト部門の少年と少女とする。

※ビーバー部門及びカブスカウト部門においては、自らの意思決定により活動、組織運営ができるための参画意識や参画行動の素養を身に着ける段階としてとらえ、ボーイ部門へ上進した際にはそれらが高まった状態になるよう参画教育に関する支援を行うものとする。

なお、ローバースカウトの年齢の上限は、登録年度の4月1日において25歳以下のスカウトとし、当該登録年度末までローバースカウトとして活動できる。

2. 青年とは

参画方針において「青年」とは、日本連盟における組織運営面及び教育面に関する意思決定機関への参画者で、18歳以上30歳未満の成人指導者(団指導者、隊指導者)及びローバースカウト部門のスカウトとする。

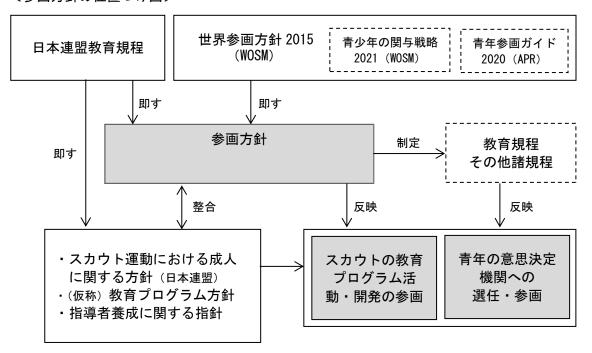
※世界スカウト会議の「意思決定における青年の参画」(1969年、6/02決議)では、「30歳以下のYoung Adult (若い成人)を全国レベルでの意思決定機関及び地域・世界会議の代表団において公正な代表とするように促す」とある。

皿. 参画方針の位置づけ

参画方針は、日本連盟教育規程「1-3教育の目的」「1-4基本方針」「1-6青少年の意思決定への参画」「6-10青年代表者」に則り、世界参画方針を上位の方針とするともに、日本連盟の(仮称)教育プログラム方針(策定中)、指導者養成に関する指針(2016年4月一部改定)等の教育面の方針と整合するものである。

また、参画方針は、スカウトを主役とする「スカウトの教育プログラム活動・開発の参画」及び 青年を主役とする「青年の意思決定機関への選任・参画」の基本的な取り組みの充実を目指すもの である。そして、これを適正に推進するためのスカウト教育の内容や方法・ツール、青年の意思決 定に関する仕組みや組織等については、日本連盟の教育規程、その他諸規程において必要な事項を 定めるものとする。

<参画方針の位置づけ図>



Ⅳ. 参画方針

1. スカウトの教育プログラム参画の方針

世界中のスカウト運動を結びつける理念として「基本原則(スカウト運動の目的、原理、教育法)」があり、これは不変的なものである。この「基本原則」を踏まえながら、社会情勢・環境やスカウトの身体的発達・心理的発達の変化に伴うスカウトを取り巻く教育環境を的確にとらえたスカウトの教育プログラムを適切に整備していくものとする。

スカウトの教育プログラムは、スカウトの活動において直接的に影響を及ぼすものであることから、スカウトの教育プログラム開発においては、成人だけでなくスカウトの参画は不可欠である。

そこで、スカウト教育プログラムの適宜の見直し・改善にあたっては、スカウトを主役とする「スカウトの教育プログラム開発の参加」を踏まえ、次のスカウトの教育プログラム参画の 方針に配慮したものとする。

<スカウトの教育プログラム参画の方針>

- 教育プログラムに関する意見、提言するスカウトの権利を尊重する。
- スカウトの視点に立ち興味や活動ニーズを引き出す。
- スカウトに参画の責任感や参画による達成感を向上させる。
- スカウトの自主性を尊重し、参画の意義や有用性を理解させる。
- 参画の結果報告、評価をもとに、成人指導者によりスカウト個人の成長につながる助言を行う。

2. 青年の意思決定参画の方針

日本連盟においては18歳以上を青年と定義しており、我が国の法律においても国民の承認に係る投票(国民投票)及び議員選挙権は18歳以上であり、国民として重要な意思決定の権利を持っている。

一般的に青年は、自立した社会人としてのアイデンティティ(自我同一性)の確立が未成熟な面もあると言われている。社会との主体的な参加や関わりを通じて多様な活動や多岐にわたる知識、さらには他者の価値観・意見等に触れ、自分自身のことを振り返ることで自己の確立が築かれることが期待されている。

組織の健全な運営を進めていくためには、それぞれの役務を適切に遂行できる知識、経験、能力を備えた運営者でなければならない。また、世代によって思考や価値観が異なる、いわば世代間のギャップがあることを考慮することが必要である。

このようなことから、青年の意思決定への参画は、個人の成長を助長する経験として有効である とともに、日本連盟内組織の充実・活性化に大きく貢献することを認識し各組織の意思決定機関に 青年の参画を積極的に取り組むことを推奨する。

そこで、青年の意思決定への参画にあたっては、青年を主役とする「青年の意思決定機関への選任・参加」を踏まえ、次の青年の意思決定参画の方針に配慮したものとする。

<青年の意思決定参画の方針>

- 青年の意思決定へのプロセスの重要性を認識し、青年個人の成長を促す。
- 青年参画の領域は、スカウト運動の組織面、教育面にとどまらず、広く社会全体や地域 社会の貢献を視野に入れる。
- 日本連盟の組織運営面、スカウト教育面に関して青年の意思決定の参画機会をつくる。
- 日本連盟内組織の意思決定機関への青年の活用を推進するものとする。
- 青年の人選にあたっては、必要とされる能力や資質、年齢制限等の要件を明確にし、また公平に行うものとする。



Ⅴ. スカウト参画のフィールド

スカウトの意思決定に関する参画のフィールドは、活動の単位により次のとおりとする。

1. グループ(固定グループ・特定目的グループ)

ボーイ隊の班 (パトロール)、ベンチャー隊の隊・活動チーム、もしくは隊外のスカウトと一体となって活動するといった、グループの一員として意思決定に参画する。

<グループの参画フィールド>

○要望・提案

- ・教育プログラムに関する興味や挑戦したい活動、進級課目等
- ・他のスカウト、スカウト以外の人々、社会等へのアピール・宣言

○協議・決定

- ・ボーイ隊の上級班長、隊付、班長、次長、デンコーチの任命
- ・ベンチャー隊の議長、運営スタッフの選出、活動チームの編成、活動計画・予算

○参画の場(機関)

- ・ボーイ隊の班長会議、班会議
- ・ベンチャー隊の隊会議、隊運営会議

2. 個人

スカウトが個人としてスカウト活動についての要望、意見等を表し、意思決定に参画する。

<個人の参画フィールド>

○要望・提案

- 教育プログラム全般に関すること
- ・活動ニーズの表明、提案
- ・他のスカウト、スカウト以外の人々、社会へのアピール・宣言

○協議・決定

- ・活動の計画、実施に関すること
- ○参画の場(機関)
 - ・スカウトフォーラム(隊、地区、県連盟、日連)
 - 世界スカウトユースフォーラム
 - ・その他、意見・提言の発表イベント

Ⅵ. 青年参画のフィールド

青年の意思決定に関する参画のフィールドは、参画の態様により次のとおりとする。

1. 組織運営面の組織への参画

青年の資質・能力等に応じて各組織の規程等に基づき組織運営面での役務の委嘱を受け、意思決定に参画する。

<組織運営面の組織での参画フィールド>

- ○団・隊の運営に参画
 - 団委員
 - 隊指導者
- ○地区・県連盟の運営に参画
 - 地区役員、地区委員
 - · 県連盟盟役員
- ○日本連盟の運営面に参画
 - 評議員、理事
 - ・運営面の委員会委員、小委員会の委員
 - 事業実行委員会の委員

2. スカウト教育面の組織への参画

青年の資質・能力等に応じて各組織の規程に基づきスカウト教育面での役務の委嘱を受け、意思 決定に参画する。

<スカウト教育面の組織での参画フィールド>

- ○地区・県連盟の教育に参画
 - ・地区副コミッショナー、団担当コミッショナー
 - ・県副コミッショナー
- ○日本連盟の教育面に参画
 - 特命コミッショナー
 - ・教育面の委員会委員、タスクチーム委員
 - 事業実行委員会の委員

3. 個人での参画

青年が個人として、組織運営面及びスカウト教育面についての意思決定に参画する。

<個人での参画フィールド>

- ○提言事業への参加
 - ・世界スカウトユースフォーラム、アジア太平洋地域スカウトユースフォーラム
 - ・国内外の各種団体が主催する青年対象のフォーラム
- ○日本連盟の各種事業方針、事業計画の提案に関する意見聴取機会の参加
 - ・パブリックコメント
 - ・意向・意見を把握するためのアンケート調査
 - ・その他、意見交換会など

Ⅲ.スカウト参画・青年参画の推進

1 団・隊の役割

スカウト参画及び青年参画を推進するための団・隊の役割は、次のとおりである。

<団・隊の役割>

〇団・隊によるスカウト参画の推進

- ・ 団指導者・隊指導者は、スカウト参画の意義や重要性について理解する。
- ・ 団指導者・隊指導者は、スカウト参画に関する取り組みによるスカウト個人の成長の 効果について評価する。
- ・ 隊指導者は、スカウト参画への積極的な参加がスカウト活動や地域社会で有意義な 成果をもたらすことをスカウトに理解させる。
- ・ 隊指導者は、スカウト参画を意識した相互コミュニケーションに努める。
- ・ 隊指導者は、スカウト参画を活用した活動プログラムを実施する。
- ・ 隊指導者は、スカウト参画に関する情報の収集及び自己啓発を行う。

○団・隊による青年参画の推進

- ・ 団・隊の指導者は、青年参画の意義や重要性について理解する。
- ・ 団指導者・隊指導者は、青年参画の取り組みによる青年の成長の効果を評価する。
- 団委員、隊指導者などに青年を積極的に登用・選任する。
- ・ 団・隊の意思決定を行う団会議や隊指導者会議等では青年のメンバーが意見を出し やすい環境づくりを行うとともに、意見内容は軽視せず尊重する。
- ・ 県連盟(地区)・日本連盟の運営面及び教育面における意思決定機関における青年の 登用・選任について理解し支援する。
- ・ 県連盟(地区)・日本連盟及び他団体の主催で実施される青年の参画の機会・イベント等への参加を推奨し支援する。

2. 県連盟(地区)・日本連盟の役割

スカウト参画及び青年参画を推進するための県連盟(地区)・日本連盟の役割は、次のとおりである。

<県連盟(地区)・日本連盟の役割>

〇県連盟(地区)・日本連盟によるスカウト参画の推進

- ・ 県連盟 (地区)・日本連盟の役職者は、スカウト参画の意義や重要性について理解 する。
- 県連盟(地区)・日本連盟は、スカウト参画を推進することを目的としたスカウト 対象及び成人指導者対象の事業施策(スカウトフォーラム、スカウト参画ワークショップの開催やスカウト参画プログラムの啓発資料の作成等)を実施するよう努める。
- 日本連盟は、スカウト参画の側面からスカウトプログラムの開発の見直しを適宜 行う。
- ・ 日本連盟は、スカウト参画を支えるため、成人指導者及びスカウトに対して啓発、 訓練プログラムの開発・実施を行う。

〇県連盟(地区)・日本連盟による青年参画の推進

- ・ 県連盟(地区)・日本連盟の役職者は、青年参画の意義や重要性について理解する。
- ・ 県連盟(地区)・日本連盟は、運営面及び教育面における意思決定機関、諮問機関等への青年の登用・選任について積極的に取り組む。
- ・ 県連盟 (地区)・日本連盟の役職者の獲得においては、「指導者養成に関する指針 (2016.4)」を踏まえるものとする。
- ・ 県連盟(地区)・日本連盟の役職者の選任要件、手続き等は、県連盟(地区)・日本 連盟において必要に応じて別途定める。



く参考資料>

「スカウト運動の成人に関する方針(日本連盟)」2016.4抜粋

〇成人の獲得

本運動の使命を達成するために、有能かつ献身的な成人の人材を意識的に獲得する。

成人の獲得にあたっては、獲得する人材の対象(保護者、地域の理解者、本連盟の運営主導者等)と役務に応じたガイドラインの提示を行い、相互の合意を得るものとし、ガイドラインは、任務・業務の内容、責任の範囲、就任時の知識・技能、就任期間等を明らかにしたものとする。また、就任後においては、役務や成人の関心・目標に応じた学習機会や情報の提供を行う。

以上については、ボランティアのみならず専従指導者をも対象としたものとする。

「指導者養成に関する指針」2016. 4抜粋

〇都道府県連盟(地区)役員、各種委員等の獲得

都道府県連盟(地区)の役員、各種委員等の獲得については、当該連盟の事業推進に必要と思われる人材を、都道府県連盟規約等に定められた手続きにより、その任務に応じた適任者が選任されるようつとめなければならない。特に以下の点について配慮される必要がある。

- 1 若年の指導者の積極的登用
- 2 女性指導者の積極的登用
- 3 組織の内外を問わず、必要な専門知識、技能をもった適任者の登用
- 4 本運動の経験者の登用

〇日本連盟役員、常設・特別委員等の獲得

日本連盟の役員、常設・特別委員等の獲得については、当該連盟の事業推進に必要と思われる人材を、日本連盟教育規程等に定められた手続きにより、その任務に応じた適任者が選任されるようつとめなければならない。特に以下の点について配慮される必要がある。

- 1 若年の指導者の積極的登用
- 2 女性指導者の積極的登用
- 3 組織の内外を問わず、必要な専門知識、技能をもった適任者の登用
- 4 本運動の経験者の登用



スカウト・青年の参画方針を推進するための参考資料

1. スカウト参画の推進

(1) 隊指導者・団指導者による展開

- ① スカウト・青年の参画方針の趣旨を理解しましょう。
- ② スカウト参画のフィールドについて理解しましょう。
- ③ これまでの活動の指導・助言において、スカウト参画に配慮したものとなっているか見直しましょう。

なお、スカウト・青年の参画方針において「スカウト」の定義は、ビーバー部門及びカブスカウト部門は除いていますが、両部門は自らの意思決定により活動、組織運営ができるための参画意識や参画行動の素養を身に着ける段階としてとらえ、ボーイ部門へ上進した際にはそれらが高まった状態になるよう参画教育に関する支援を行うとした観点から参画の配慮ポイントを示しています。

〇BVS隊でのスカウト参画の配慮ポイント

- ・年間プログラムの内容といったものから集会のソングやゲームの選択といった細かなことなど、 多種多様なスカウト自身の活動のニーズを把握していますか。
- ・スカウトの保護者から、スカウトの興味・関心について聞き取る機会を持っていますか。

OCS隊でのスカウト参画の配慮ポイント

- ・組長を中心として活動ニーズの集約や行動の決定が行われるよう支援していますか。
- ・組長、次長の選定にあたっては、スカウトと協議していますか。

OBS隊でのスカウト参画の配慮ポイント

- ・班長を中心として活動ニーズの集約や班活動の決定が行われるよう助言していますか。
- ・上級班長、隊付、デンコーチは班長会議に諮った上で任命していますか。
- ・班長、次長は当該班の班員により選任し、班長会議に諮った上で任命していますか。

〇VS隊でのスカウト参画の配慮ポイント

- ・議長を中心として活動ニーズの集約、隊運営、活動チームのプロジェクトが行われるよう助言 していますか。
- ・議長及び運営スタッフは隊会議においてスカウトにより選出し、任命していますか。
- ・県連盟及び日本連盟のスカウトフォーラムや他団体が主催する意見交換・意見集約等の参加機 会の提供を行っていますか。

〇RS隊でのスカウト参画の配慮ポイント

- ・隊の活動はスカウトが定めた自治規則に則り運営され、スカウトの自発性を妨げない適切な助 言を行っていますか。
- ・活動の幅を広げ地域社会や国際社会への参画意識を高めるものとして、他団のRS隊との情報 交換や共同による活動などが重要であることを助言していますか。
- ・全国ローバースカウト会議の構成員であることを認識させ、かつ構成員としての活動を支援していますか。
- ・世界スカウトユースフォーラムや他団体が主催する意見交換・意見集約等の参加機会の提供を 行っていますか。

(2) 県連盟(地区)による展開

- ① スカウト・青年の参画方針の趣旨を理解するとともに、県連盟(地区)内の各組織、指導者に対して参画方針の周知に努めましょう。
- ② スカウト参画に重点を置いた事業施策(指導者対象の広報、セミナー、ワークショップやスカウト向対象のフォーラム等)を実施しましょう。
- ③ 県連盟(地区)が実施する行事・イベントについて、スカウトを計画段階から参画させる手法を取り入れましょう。

(3) 日本連盟による展開

- ① スカウト・青年の参画方針に則って、自発活動を活発にすすめていることを国内スカウト関係者にとどまらず、国外のスカウト組織、スカウト以外の地域・社会が認識を深めるよう努めましょう。
- ② スカウト参画の観点から現行のスカウトプログラム(各部門の活動の目標とチームシステムのあり方、進歩・進級課目等)を評価し、改善点を明らかにして、改定しましょう。
- ③ 隊長ハンドブックなどの教育プログラムに関する指導書、資料等をについて、スカウト参画 を考慮した内容に変更・補足しましょう。
- ④ 指導者に対しスカウト参画の意義や重要性を理解させるための啓発及び研修プログラムの 開発を行い、それに基づき事業を展開しましょう。
- ⑤ スカウトフォーラムなどで採択した日本連盟への提言については、適切に対応しましょう。
- ⑥ 教育プログラムに関するスカウトの意見や要望を聞き取る機会をつくりましょう。
- ⑦ スカウト参画の全国的な組織として全国ローバースカウト会議を教育規程に位置づけ、活動を支援しましょう。
- ⑧ 日本連盟が実施するスカウトフォーラムや行事・イベントについて、スカウトを計画段階から参画させる手法を取り入れましょう。
- ⑨ スカウト参画の推進を図るフォーラム、ワークショップ等を開催するとともに、世界レベル・アジア太平洋地域レベルのフォーラム、ワークショップ等の開催誘致に努めましょう。

2. 青年参画の推進

(1) 隊指導者・団指導者による展開

- ① 団内の青年(30歳未満の指導者及びローバースカウト)に対し、スカウト・青年の参画方針の趣旨を理解させ、青年の自発的な青年参画を促しましょう。
- ② 日本連盟及び世界レベル・アジア太平洋地域レベルのスカウト参画を啓発・促進するフォーラム、ワークショップへの参加の機会を提供しましょう。
- ③ 青年の参画を実践することにより、青年が成長していく様子を見守るとともに、その取り組み活動を大いに励ましましょう。

(2)県連盟(地区)による展開

- ① 県連盟(地区)の意思決定機関(理事会、各種委員会等)の役職者等に青年を選任するよう 努めましょう。
- ② 青年を意思決定機関の役職者等に選任する際の要件や手続き等の規則等を定めましょう。
- ③ 県連盟(地区)が実施する行事・イベントについて、青年を計画段階から参画できる手法を取り入れましょう。

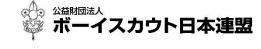
(3) 日本連盟による展開

- ① スカウト・青年の参画方針に則って、青年の参画を活発にすすめていることを国外のスカウト組織、スカウト以外の地域・社会が認識を深めるよう努めましょう。
- ② 日本連盟の意思決定機関(理事会、各種委員会、各種タスクチームメンバー等)の役職者等に青年を選任するよう努めましょう。
- ③ 青年を意思決定機関の役職者等に選任する際の要件や手続き等の規則等を定めましょう。
- ④ 日本連盟が実施する行事・イベントについて、青年を計画段階から参画できる手法を取り入れましょう。

以上

スカウト・青年の参画方針

2023年4月1日施行



 $\overline{7}$ 167-0022

東京都杉並区下井草4丁目4番3号

電話: 03-6913-6262 ファックス: 03-6913-6263 e-mail: ais@scout.or.jp